

# 大丸用水樋門 操作要領

## 目次

- 第一章 総則（第1条～第3条）
- 第二章 樋門の操作方法等（第4条～第9条）
- 第三章 警戒体制（第10条～第12条）
- 第四章 雑則（第13条～第14条）
- 附則

## 第一章 総則

### （趣旨）

#### 第1条

三沢川 大丸用水樋門（以下「樋門」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

### （操作の目的）

#### 第2条

樋門の操作は、台風・集中豪雨により多摩川及び三沢川が増水した際、大丸用水への逆流を防止し、流域住民の生命や財産を災害から防御することを目的とする。

### （操作の基本方針）

#### 第3条

樋門の操作の基本方針は、第4条及び第5条に定める場合を主たる操作方法とする。

## 第二章 樋門の操作方法等

### （氾濫危険水位以下の洪水時の操作方法）

#### 第4条

所長は、三沢川水位が護岸天端－3.5mに達した際は樋門の全閉操作の準備を行い、三沢川の水位が護岸天端－3.0mを超え、水位が上昇傾向にある場合は、降雨に関わらず適時流向を確認し、大丸用水の順流が確認できない場合は樋門の全閉操作を開始するものとする。

樋門を全閉している場合において、樋門の上流側の水位が、三沢川の水位より高くなった時は、これを全開する。

三沢川水位が低下して護岸天端－1.5mまでを下回った際、樋門の全開操作を行う。

### （氾濫危険水位を上回る洪水時の操作方法）

#### 第5条

所長は、前条の樋門の操作を行っている場合において、三沢川氾濫水位（護岸天端－0.8m）を超え、さらに上昇が見込まれるときは、大丸用水、周囲の浸水や水防活動の状況等も踏まえて総合的に勘案し、樋門の操作を安全に行えないと判断される場合に

は、操作員に退避を指示するものとする。

また、現場の操作員は、大丸用水の急激な水位上昇等、危険を察知した場合には、所長に退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。

(平水時における操作の方法)

#### 第6条

所長は、三沢川の水位が護岸天端-3.5m未満のときは、樋門を全開にしておくものとする。

(操作の方法の特例)

#### 第7条

所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において前第4条に規定する方法以外の方法により、樋門を操作することができるものとする。

(通知及び周知)

#### 第8条

所長は樋門を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生じると認められるときは、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

所長は、樋門を操作すること又は操作しないことにより、その上流又は周辺地域において危害を生ずるおそれがあると認められるときは、あらかじめ一般に周知するものとする。

(操作等に関する記録)

#### 第9条

所長は、樋門を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作した樋門の開度
- (4) 操作の際又は操作しない際に行った連絡及び周知の状況
- (5) その他参考となるべき事項

### 第三章 警戒体制

(警戒体制の実施)

#### 第10条

所長は次の事項に該当するときは、直ちに警戒体制に入るものとする。

- (1) 多摩川水位が石原観測所で河床+4.0mに達し、さらに上昇するおそれがあるとき  
または、三沢川水位が上昇するおそれがあるとき。
- (2) 多摩川について洪水注意報または洪水警報が発表されたとき。
- (3) その他洪水が発生するおそれがあるとき。

(警戒体制における措置)

第11条

所長は警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 樋門を適切に操作することができる要員等必要な体制を確保すること。
- (2) 樋門および樋門を操作するための必要な機械、器具等の点検（電源設備の試運転等を含む）及び整備を行うこと。
- (3) 樋門の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密に行うこと。
- (4) その他、樋門の管理上必要な措置。

(警戒体制の解除)

第12条

所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなつたときは、警戒体制を解除するものとする。

#### 第四章 雑則

(点検及び整備)

第13条

所長は、樋門を操作するための機械、器具等については、毎月1回以上点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観測)

第14条

所長は、多摩川石原観測所水位、樋門設置箇所の上流部の三沢川の水位、その他樋門を操作するため必要な事項について、観測するものとする。

(細則)

第15条

本操作要領は必要に応じて改訂するものとする。また、本操作要領の実施のために必要な事項は、手順書により定める。

#### 附則

本操作要領は、令和3年4月1日から施行する。